

一般社団法人 日本臨床発達心理士会 滋賀支部規約

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人 日本臨床発達心理士会の支部であり、一般社団法人 日本臨床発達心理士会滋賀支部と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を、支部役員の研究室等の住所に置く。住所等は、支部ウェブサイトで公示する。

(目的)

第3条 本会は、一般社団法人 日本臨床発達心理士会定款に則り、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構（以下「機構」という。）の認定する臨床発達心理士（以下「臨床発達心理士」という。）相互の連携を密にし、臨床発達心理士の資質と技能の向上を図り、発達心理学に基づいて人の発達や、健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 生涯にわたる人の発達、心の健康及び福祉の増進のための支援
- 二 生涯にわたる人の発達、健康及び諸課題に関する普及啓発活動
- 三 生涯にわたる人の発達、健康及び諸課題に関する相談支援
- 四 生涯にわたる人の発達、健康及び諸課題に関する支援者などの派遣協力
- 五 生涯にわたる人の発達、健康及び諸課題に関する調査・研究
- 六 生涯にわたる人の発達、健康及び諸課題に関する刊行物の発行
- 七 生涯にわたる人の発達、健康及び諸課題に関する政策提言
- 八 臨床発達心理士の資質と技能の向上のための研修会等の実施
- 九 臨床発達心理士の職業の安定及び福祉の向上に関する事項
- 十 その他この法人の目的達成のために必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は、一般社団法人日本臨床発達心理士会会員であり、住所または主たる活動の場を本支部域内に有する者とする。

(入会)

第6条 臨床発達心理士の資格を取得した者、あるいは準会員・賛助会員として登録された者が、本支部に登録した時点、あるいは他支部からの異動の時点で本会への入会とする。

(退会)

第7条 会員が、第5条の条件を満たさず、次の条件に該当する時点で、本会からの退会とする。

- ① 日本臨床発達心理士会を退会したとき
- ② 臨床発達心理士資格を喪失したとき
- ③ 他支部への異動申請を受理されたとき

(事業や活動への参加)

第8条 会員は、本会が主催または共催する事業および活動等に参加することができる。

(総会)

第9条 総会は、支部会員をもって構成し、会の意思と方針を決定する。但し、準会員・賛助会員には議決権・選挙権・被選挙権を持たない。

- 2 定期総会は年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することとする。
総会は、直接参集する方法の他、参加者が明確な遠隔会議システムを用いて開催することもできる。
- 3 総会の成立は、出席者と委任状提出者の合計数が支部正会員の半数を超えることとする。定足数に満たない場合は、仮総会とする。

- 4 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって成立とする。
- 5 仮総会における承認および決定事項は支部ホームページで公示する。その後2週間以内に支部会員総数の1/4以上の反対があった場合はその決定事項は無効となる。
- 6 定期総会には次の議題を提出しなければならない。
 - ①事業の年次報告及び年次計画
 - ②事業の収支決算及び収支予算

(役員・選出方法・任期)

第10条 本会には、次の役員を置くことができる。

- ①支部長（1名）
 - ②副支部長（1名）
 - ③事務局長（1名）
 - ④会計・広報担当（IT 担当）・研修会担当など若干名
 - ⑤その他、支部運営にあたり、支部長が必要と認める役職の役員。
- 2 役員の選出は総会で行う。
 - 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員補充の場合は前役員の任期を引き継ぐ。途中で増員された役員も他の役員の任期と同じとする。
 - 4 支部長は本会を代表し会務を執行する。
 - 5 副支部長は、支部長を補佐する。支部長が不在の時に会務を代行する。
 - 6 事務局長は支部長を補佐し、本会の事務を統括する。
 - 7 会計担当は本会の会計事務を行う。

(代議員)

第11条 支部総会において、一般社団法人 日本臨床発達心理士会社員総会の代議員を選出する。

- 2 代議員の選出数は理事会によって決定された定数による。また、選任後最初の社員総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 代議員は、一般社団法人法上の社員となり、社員総会に出席する。

(役員会)

第12条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、支部長が必要と認めるとき、又は役員の半数以上から招集の請求があったときに開催する。 3 役員会は、支部長が招集し、議事を進行する。
- 4 役員会の議事について議事録を作成し、各役員の確認をもって確定する。

(執行部会)

第13条 執行部会は、支部長・副支部長・事務局長・幹事で構成し、必要な役員が陪席する。 2

- 執行部会は、支部長が招集し、議事を進行する。
- 3 執行部会は、役員会での案件を事前に審議し、発議する。

(規約の変更)

第14条 この規約の変更は、支部総会に出席した会員のうち3分の2以上の同意を得て決定し、理事会の承認を得るものとする。

(規約に定められていない事項)

第15条 本規約に定められていないことは、一般社団法人日本臨床心理士会の定款に則り、必要に応じて理事会の意見を聞きながら、支部役員会で判断する。

附則 この規約は、2023年4月1日から施行する。

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人日本臨床発達心理士会（以下「本法人」とする）において、一般社団法人及び一般財団法人法上の社員を確定するための代議員選挙を実施するための規程について定めるものである。

（代議員選挙）

第2条 本法人の代議員選挙は、各支部における支部総会において行う。

（選挙権・被選挙権）

第3条 各支部に属する正会員（資格更新延期中の者も含む）は、当該支部においてのみ一個の選挙権を有する。準会員・賛助会員は選挙権・被選挙権ともに持たない。

2 正会員は、代議員選挙に立候補することができる。

（定数・任期）

第4条 各支部は、代議員選挙にて、1名の代議員を選出するものとする。但し、支部会員数が100名を超えた場合、300名毎に1名の代議員を加えるものとする。

2代議員の任期は、選定後最初の社員総会終結の時から、選定後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3何らかの事情により定時支部総会で次期代議員が選出されていないときは、次期代議員が選出されるまでの間その任につく。

（選挙管理委員）

第5条 各支部は、代議員選挙を適切に実施するために若干名の選挙管理委員を支部正会員から選定する。

2 選挙管理委員は、当該支部総会終了時点で解任されるものとする。

3 選挙管理委員は、次期代議員に立候補することはできない。

4 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織する。

5 委員長は、委員の互選によって選定する。

6 選挙管理委員会は、理事及び理事会から独立した組織とする。

（選挙管理委員会の職務）

第6条 選挙管理委員会は、当該選挙に関し、次の各号の職務を遂行する。

- 一 日程の決定
- 二 選挙人および被選挙人名簿の作成と通知
- 三 立候補者名簿の作成と通知
- 四 投票の管理
- 五 開票の管理
- 六 当選者の確定
- 七 その他、選挙の実施に関し必要な事項

（立候補の届け出及び推薦）

第7条 選挙管理委員会は、代議員選挙前までに支部会員に次の事項を通知しなければならない。

- 一 選挙の定数
- 二 選挙の期日
- 三 立候補の届出期間及び届出先

2 代議員に立候補しようと思う者は、前項に従って立候補を届け出なければならない。

3 支部役員会は、代議員候補の推薦を行うことができる。

（立候補者の通知）

第8条 選挙管理委員会は、指定した時間までに立候補と推薦のあった候補者について、代議員選挙日前までに支部会員に通知しなければならない。

(選挙の方法)

第9条 各支部に属する正会員は、一人1票による投票によって代議員の選出を行うものとし、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選定する。ただし、立候補者が当該選挙区の定数を超えないときは、投票を行わず選定するものとする。

2 定数以上の候補者が同数の得票であった場合は、同数であった候補者に対して抽選によって決する。

3 投票は、郵送または電子投票によって行うこともできる。

4 選挙管理委員は、投票終了後直ちに開票作業を行わなければならない。

(投票の効力)

第10条 投票の効力は、選挙管理委員会が決定する。この決定に当たっては次項の規定に該当しない限りにおいて、投票者の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

2 次の各号に該当する投票は、無効とする。

- 一 選挙の期日後に到着したもの
- 二 どの候補者に投票したかを確認し難いもの
- 三 複数に投票したもの
- 四 候補者ではない者、被選挙権が無い者に投票した場合

(当選者の報告と通知)

第11条 選挙管理委員は、開票作業終了後、直ちに支部総会に当選者を報告しなければならない。また、遅滞なく支部会員に対して通知しなければならない。

(代議員の資格の喪失)

第12条 代議員がその所属支部を異動した場合、代議員としての資格を失う。ただし、定款7条7項に規定する状態にある場合は除く。

(補欠の繰り上げ)

第13条 当選に至らなかった候補者は、補欠とする。

2代議員が事情により辞任した場合、もしくは代議員としての資格を失った場合、補欠の中で得票数の多い順に候補者が繰り上げられて代議員となる。

3 補欠から新たに代議員が選出された場合、支部役員は直ちに支部会員にその事実を通知しなければならない。

4 補欠がいらない場合、支部は支部総会を開き、直ちに新たな代議員を選出しなければならない。

(改廃)

第14条 本規定の改廃は、社員総会の定めによる。

(発効)

附則 本規定は2023年4月1日より効力を発する。